

憲法出前講座のご案内！

兵庫県弁護士会では弁護士による憲法出前講座を『無料』で実施しております。2016 年からは 18 歳からの選挙が始まり、近いうちに憲法改正国民投票（18 歳以上の国民が対象）もあるかもしれません。派遣先の学校からは「選挙に対する関心が高まった」「批判する力の大切さを学べた」など、好評をいただいております。お気軽にお申し込みください。



《実施要領》

1. 対象

兵庫県下全域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、等

2. 実施方法

実地講義（または Zoom を利用したオンライン講義）

3. 所要時間

1 回 40 分～90 分 ※原則 1 年度、1 学年につき 1 回まで

4. 費用は無料です

5. 下記のテーマから選択してください

- ① 日本国憲法全般（立憲主義・国民主権・基本的人権の尊重・平和主義）
- ② 主権者教育（選挙権・参政権）、憲法改正国民投票
- ③ 憲法 9 条と平和
- ④ 憲法裁判（違憲とされた法律や差別など）
- ⑤ その他（憲法に関することならなんでも OK です）

6. 実施した学校からの感想

- ◎ 憲法というものが何かをまだ理解できていない児童たちに「自由」「平等」等をお話いただけたので、今後、社会学習する際に、より興味・関心をもつことができると思います。
- ◎ 平和があってこそ、今の生活が成り立っていることや、憲法は身近なものであることが印象に残りました。
- ◎ 憲法という、子どもたちにはむずかしいものを、「1 日の生活の中」に沿って説明してもらい、わかりやすかったです。

6. 申込方法

直近の実施希望日の **2 カ月前まで** に所定の「弁護士講師派遣申込書」（本紙裏面）により郵便または F A X にてお申し込みいただくか、下記 URL の申し込みフォームからお申し込みください。

<https://ws.formzu.net/dist/S49037436/>

※右の QR コードからアクセスしていただくこともできます。



弁護士講師派遣申込書

申込日 年 月 日

学 校 名	
所 在 地	〒
対 象	対象（学年、学科、性別などをお書き下さい） 人数 名
連 絡 先	ご担当者名（ふりがなもご記入ください） TEL : FAX :
実施希望日時 第1希望 第2希望 第3希望	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
実 施 方 法	☐ 実地（下の実施場所をご記入ください。） ☐ オンライン
実 施 場 所	教室、講堂、その他（講義時間が60分以上になる場合は椅子のある場所をお勧めします）
希望講義テーマ ※希望テーマの番号を選択して下さい（複数可）	① 日本国憲法全般 （立憲主義・国民主権・基本的人権の尊重・平和主義） ② 主権者教育（選挙権・参政権）、憲法改正国民投票 ③ 憲法9条と平和 ④ 憲法裁判（違憲とされた法律や差別など） ⑤ その他（憲法に関することならなんでもOKです）
備 考	（最寄りの公共交通機関の駅名等とそこからの徒歩での所要時間、その他注意事項があればお書きください）

（※今回講師派遣のご希望がない場合でも、ご意見等ございましたらお寄せください。）

【お申込み先】 下記お申込み先まで郵便またはFAXにてお申込みください。
兵庫県弁護士会憲法問題委員会担当事務局宛
〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3
TEL (078)341-7061（代） FAX (078)351-6651

「2022年度派遣実績」

20校

「過去に講義で扱ったテーマの例です」

1. 憲法とは・憲法についての一般的な知識や役割・立憲主義・身近な憲法
2. 人権
3. 憲法の平和主義について・9条と安保法制
4. 主権者教育・模擬投票・18歳選挙権
5. 表現の自由・労働権・環境汚染と人権問題
6. 差別について
7. 大日本帝国憲法との比較
8. 性の多様性
9. 憲法といじめ …など

「過去に講義で使用したレジュメや成果の一例です」

憲法ってなあに？どんなもの？

2017年1月12日 担当：弁護士 川元志穂

1 憲法ってなあに？
国のあり方を決める基本となる法＝国の基本設計図です。

2 今の憲法って、どんなもの？
(1)目的はなんだろう？
個人の尊重 みんなそれぞれがうけど、そのままで一番とう
とい存在。みんなが生まれながらに自由で平等。
だから、一人ひとりをありのままに大切に、
みんなが自由にしあわせを求めて生きてける社
会をつくるのが憲法の目的です(13条)。

(2)どんな方法をとっているだろう？
憲法で権力(国をうごかす側の人)をばる。
↓
立憲主義
憲法を守らなければならないのは、国民
ではなく、国をうごかす大臣や国会議員
などの権力をもっている人です(99条)。
普通の法律とはちがうので、注意☆

(3)どんな内容だろう？
①基本的人権の尊重
憲法13条 幸福追求権
↓
憲法には、しあわせを求めるために必要な基本的人権が、カテゴリー
のように定められています。
例：表現の自由(21条)、生存権(25条)、教育を受ける権利(26条)
「ただし
ほかの人の権利とぶつかることは、調整のために制限されることもあ
ります(「公共の福祉」による制約といえます)。

②国民主権
国のあり方を決めるのは国民です。
↓
国会議員の選挙権(15条)や、
憲法改正の国民投票(96条)が
そのあらわれです。

③平和主義
9条 戦争の放棄、戦力および交戦権の否定

④権力分立
権力がまちがえて私たちの権利や自由を傷つけないように、権力を分
けて、お互いにチェックをさせる
国 会：法律をつくる
内 閣：法律をつかう(運用する)
裁判所：法律が憲法に違反していないかチェックする、法律を当ては
めて争いごとを解決する。

⑤さいごに
このように、今の憲法は、私たち一人ひとりをしあわせにするためにデザ
インされています。
ただ、憲法さえあれば、自動的にみんながしあわせ社会になるわけではあ
りません。憲法は設計図で、それをかたちにするのは、私たち一人ひとりです。
憲法12条は、私たちの自由や権利をまもるため、私たちがたえず努力を
するように、よびかけています。

鈴高プレス 第2576号 2016-12-20 (火) <1>

有権者講習会(18歳選挙権について)
討論会形式・全員参加型の講習会

「政治は人生をいまいきさせる鍵に」

12月16日の2、3階目に体育館で、兵庫県弁護士会・憲法問題委員会委員弁護士の村上真樹先生による有権者講習会が行われた。講習会には、村上先生と3年・3年の生徒18人はステージ上、2年・2年の生徒18人はステージ下の観客席にそれぞれ参加した。その日の土曜日の午前中、全県参加型の講習会となった。

講習会のテーマは全部で6つあった。1つ目の「18歳選挙権」は、賛成が反対をやや上回った。村上先生から「18歳選挙権に私は反対だ」「未熟な高校生が参加で、日本の民主主義が成熟するとは思えない」という意見に、自分はどう思ったかと質問が出た。村上先生は「賛成が反対をやや上回った。賛成と反対の差が小さい。賛成が反対をやや上回った。賛成と反対の差が小さい。賛成が反対をやや上回った。賛成と反対の差が小さい。」と答えた。その意見について、解説された。そして2つ目のテーマの「投票するための情報をどうやって得る？」に移った。テーマ2では、選挙に参

加しやすいためのインターネットのツール「ボートマップ」を利用した、選挙についての情報収集について、詳しく解説された。

テーマ3は、村上先生から「選挙に行ったら何がかわるのか?」「投票の自由、少額意見は大切か?」「選挙その1〜大学授業料について」「選挙その2〜カジノ解禁について」のテーマがあった。村上先生は講習会中、「政治に参加することで、自分にとって興味のあるニュース」が増えるので、人生が少し楽しくなる。」「世界を救う意見や行動は、少数意見から始まることである。多数派側においても、少数意見に耳を傾けることでみんなが幸せになれる可能性が高くなる」と話した。

村上先生からの質問に意見を述べた。くん(2-1)→写真右

気になる!賛成・反対の割合

今回の講習会では、村上先生からの質問に対し、生徒は賛成を赤色の紙と、反対を青色の紙を使って自身の意見表示をした。生徒の賛成反対の割合は、ここでは、各質問の、生徒の賛成反対の割合を紹介する。

1赤・青の2色の紙で意見表示をした

Q1.「環境の総理大臣の名前を知らない高校生に選挙権を与えるのは賛成?反対?」この意見に賛成?反対?
賛成 反対
3年生は賛成多数

Q2. 討論番組は面白い? 反対がやや多め
Yes No

Q3. 大学授業料無償化に賛成?反対? 3年生は賛成多数
賛成 反対
無償化実現のために増税になった?

Q4. 友達同士で政治の話しますか? Noが圧倒的多数
Yes No

Q5. 今までの憲法と比べてカジノを合法化する政策に賛成?反対? 反対が賛成を上回る
賛成 反対

2面に続きます

新聞にも掲載していただきました！

憲法と選挙の大切さを高校生に語りかける吉江仁子弁護士＝2015年12月、明石市荷山町、兵庫県立明石高校（撮影・中西幸大）



出前講演の需要急増

兵庫県弁護士会

「憲法で最も大切なのは、国民主権、民主主義、立憲主義。今日はこの三つを分かりやすく説明します」

昨年12月、兵庫県立明石高校。「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）兵庫」事務局長の吉江仁子弁護士が全校生徒1024人に語りかけた。テーマは「未来を選ぶのは私たち！」。18歳選挙権の導入を前に同校が企画した講演会だ。

吉江弁護士は手作りの紙芝居をスクリーンに映し出し、憲法の理念を解きほぐす。

民主主義とは単純な多数決ではなく、少数者の意見をくみ取る仕組みであること。立憲主義は政府が暴走しないよう、あらかじめ権力を縛るルールを国民が決めていること…。

静かに聞き入る生徒たち。第2部は「同性婚」をテーマに模擬投票を実施した。

生徒が政党の党首となり、賛

成、反対の立場から「政策」をアピール。「多様性を認め合う社会に」「日本の伝統に反する」

さあ、どちらにするか。各クラスを1小選挙区に見立て、比例代表制も加味して議席を競った。結果は賛成725票、反対299票。議席に置き換えると賛成39議席。反対15議席。

2年の石田はるかさん(16)は「面白かった。政治参加するのが楽しみ」。生徒会長の2年、前田拓也君(17)は「1票の重みを痛感した。勉強が必要ですね」と話した。

兵庫県弁護士会は「主権者教育」に力を入れ、県内の高校などで講演を続ける。2015年は約30校から依頼があり、前年の3倍に増えた。16年はさらに増える見通しだ。

吉江弁護士は「どんな社会で生きたいのか。各自が考え、ふだんからアンテナをはってほしい」と話す。（木村信行）

掲載紙：神戸新聞 2016年1月1日朝刊

実施日：2015年12月18日

派遣先：兵庫県立明石高等学校

派遣講師：吉江仁子弁護士